

2024年6月25日

保険薬局各位

西尾市民病院薬剤部

後発医薬品変更調剤、一般名処方調剤に係る FAX 報告について

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当院では、これまで、調剤した後発医薬品の銘柄を保険薬局より FAX で報告するように依頼していましたが、お薬手帳により確認するため、処方箋を応需した保険薬局からの FAX による報告は不要とさせていただきます。

ただし、お薬手帳の発行・記載を行い、医療機関受診時に持参するよう患者指導をお願いします。これに該当しない場合はこれまで通り FAX にてご報告下さい。

記

1. 運用変更の内容

以下について保険薬局からの報告は原則不要です

後発医薬品変更調剤報告、一般名処方調剤報告

2. 変更理由（参考資料）

- ・厚生労働省通知①において、医療機関と薬局との間で合意した方法等により情報提供を行うことで差し支えないとされています
- ・厚生労働省通知②において、調剤された銘柄を改めてカルテ記載する必要はないとされています

3. 運用変更日

2024年7月1日

4. 問い合わせ先

薬剤部調剤室：0563-56-3171（内線 2150）

以上

参考資料

厚生労働省通知①（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）

第 3 変更調剤を行う際の留意点について

7（変更調剤の報告）

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

厚生労働省通知②（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）

疑義解釈資料【処方せん料】

問 43（一般名処方調剤報告について）

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。